

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.004

処 分 名	清算金の徴収又は交付の利子
処 分 の 概 要	区画整理事業の換地計画における清算金を分割徴収又は分割交付する場合において、それに付する利子は年 6 パーセントとします。
根拠条例等・条項	春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程（平成 17 年条例第 145 号）第 26 条第 2 項
処 分 基 準	◎区画整理の換地計画における従前の宅地価額と当該宅地に対する換地の価額に不均衡が生じた場合に定める徴収すべき清算金又は交付すべき清算金を分割徴収又は分割交付する場合、それに付する利子は年 6 パーセントとし、第 1 回目の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとします。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

**根拠条例及び  
関係例規等の抜粋**

■春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程  
(清算金の算定)

第23条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第26条 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が3万円以上である場合は、それぞれ別表第1又は別表第2に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子は年6パーセントとし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

■土地区画整理法  
(清算金の徴収及び交付)

※第110条1項～2項に規定

■土地区画整理法施行令  
(清算金の分割徴収又は分割交付)

※第61条1項に規定